

議第 1 号議案

関西広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 日提出

提出者 関西広域連合議会議員

桑 野 仁
小鍛冶 義 広
棕 田 隆 知
中 野 稔 子
黒 田 まりこ
宮 本 恵 子
高 橋 みつひろ
川 内 清 尚
芦 高 清 友
佐 藤 武 治
内 田 博 長
大 塚 明 廣

関西広域連合条例第 号

関西広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

関西広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年関西広域連合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改め、同条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項第 4 号中「。以下」を「。次項第 1 号カにおいて」に改め、同項第 10 号を削り、同条第 2 項第 1 号ア中「報酬又は」を「報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改め、同号カ中「議長が」の右に「別に」を加える。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」を削る。

第 20 条第 5 号及び第 6 号中「他の」を削る。

第 54 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 55 条中「利用停止請求」の右に「(以下「開示請求等」という。)」を、「特定」の右に「に資する情報の提供」を加える。

第 60 条から第 62 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 60 条から第 62 条までの改正規定は、

2

議第1号議案

同年6月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。